

～徳島県からのお知らせ～

二次元コード（QRコード※）による 浄化槽管理がはじまります！

【QRコードステッカー】



大きさ（縦3cm×横6cm）

QRコードは徳島県の規定により、
わかりやすい場所（玄関、事務所入口付近）
に貼り付けることとなっております。

センター検査員



県の
許可証

ステッカーは、**法定検査時に**
（公社）徳島県環境技術センター職員が
玄関に貼り付けしました。

ステッカーの貼り付け位置について、
ご都合が悪い場合は貼り直しますので、
下記のDX問合せ窓口までご連絡をお願いいたします

※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です

徳島県職員や関係機関を装った不審な電話・メール等にご注意ください
徳島県等から問合せを行うことはありませんので、不審と思われる照会については、
絶対に個人情報を教えないようご注意ください

浄化槽を設置している方の メリット

- 1 浄化槽の健康状態をお知らせする「診断カルテ」をお届けします
- 2 法定検査時の「維持管理報告」が不要となります
- 3 災害時に浄化槽の被災状況を確認するため、ステッカーを活用します



【今後のスケジュール】

令和6年度秋頃 清掃業者で送信作業を開始
令和7年度以降 保守点検業者等へと順次拡大



お問い合わせ先

（公社）徳島県環境技術センター DX問合せ窓口

電話 088-636-1177

浄化槽台帳DXシステムの概要

QRコードによる浄化槽管理

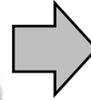
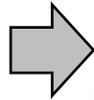
清掃・保守点検業者

送信

登録



スマートフォンで読込



徳島県浄化槽台帳

「浄化槽法」で、知事に、浄化槽の設置情報や維持管理の実施状況を正確に反映した「浄化槽台帳」の作成が義務付けられています

正確な情報

- ① 作業日
- ② 作業者名
- ③ 管理業者名など

現場に貼付したQRコードを活用することにより、維持管理情報を効率的かつ正確に収集し、より高度な浄化槽台帳システムを整備します
また、災害時に浄化槽の被災状況の確認のため、ステッカーを活用します

浄化槽を設置している方へ! 維持管理は管理者の義務です!



浄化槽は
私たちが使った
水をきれいに
する装置です

浄化槽が適正に維持管理され、本来の浄化機能が十分に発揮されているか、浄化槽から放流される水を持ち帰って検査して確認します。

1年に1回



法定検査

3つの管理を
実施し、きれいな
水環境を
守りましょう!



保守
点検



1年に3回～6回以上

- 浄化槽装置の点検調整、修理
 - 消毒剤の補給
 - 送風機の点検
- ※保守点検回数は処理方式及び処理対象人員毎に決められています。



清掃

1年に1回以上

- 汚泥の引き抜き、調整
- 槽内部の洗浄
- 適正水位まで水張り